



平成 24 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 プ ラ イ ム ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 昌 史
(コード番号：3627 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 中 野 隆 司
企 画 部 長
(TEL. 03-5209-1590)

当社と連結子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ

当社と、当社の 100%子会社であるカタリスト・モバイル株式会社（以下「カタリスト・モバイル」）は、平成 24 年 6 月 1 日を合併期日とし、当社を存続会社、カタリスト・モバイルを消滅会社として吸収合併（以下「本合併」）を行うことを、本日開催した両社の取締役会において決議し、本合併に関する合併契約（以下「本合併契約」）を締結いたしました。

これに伴い当社は、平成 24 年 5 月下旬に開催予定の当社第 8 回定時株主総会で定款の一部変更が承認されること及び本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日をもって、商号を「ネオス株式会社」に変更することを計画しております。商号変更のための定款変更案につきましては、別途開催予定の当社取締役会において、第 8 回定時株主総会の付議議案として「定款一部変更の件」を決議する予定であり、決議終了後、改めて開示いたします。第 8 回定時株主総会后、当社の代表には、代表取締役会長として当社取締役及びカタリスト・モバイル代表取締役社長を務める高橋豊志が、代表取締役社長として当社代表取締役社長池田昌史が、それぞれ就任する予定です。（詳細については、本日付で別途開示いたしました「代表取締役の異動に関するお知らせ」をご参照ください。）

なお、本合併は 100%子会社を対象とする簡易吸収合併・略式合併のため、開示事項・内容を一部省略して開示するものであります。

記

1. 本合併の目的

当社が事業を営む携帯電話市場においては、現在、フィーチャーフォンからスマートフォンへの急速なシフトが進んでおり、技術やサービスのみならず、ビジネスモデルや競争環境を含めて携帯電話業界全体の事業構造自体が非常な勢いでダイナミックに変化しつつあります。この環境変化に敏速に対応していくためには、当社グループ内に擁する諸資源を統一的に運用し、一丸となって事業運営にあたっていくことが必須であると考えております。

当社グループは、当社を含め 5 社により構成されていますが、営業から開発までのトータルな事業機能を有するのは、当社とカタリスト・モバイルの 2 社であり、他の 3 社は、開発及び制作を担う専門会社として機能しております。本合併は、総合的な事業機能を有する 2 社を合併し統一組織とすることで、市場構造の変化に敏感に対応できる体制を作り、事業展開の方向性を見極める俊敏な判断や、敏速なリソース投入を実現するものであります。

当社では、平成 20 年 10 月 28 日にカタリスト・モバイルの発行済株式の 70%を取得（子会社化）して以来、人材の交流、出資比率の引き上げを行い、一体運営に向けて体制を整備してまいりました。その一環として、平成 24 年 4 月 17 日よりカタリスト・モバイルを 100%子会社といたしました。

そして今般、市場環境も踏まえ本格的な経営統合に踏み切るものであります。

新商号「ネオス株式会社」の「NEOS」は、ギリシャ語で、「新しい」を意味する言葉であり、まさに“新”体制の下、スマートフォン“新”時代のリーディングカンパニーに向けて、当社は、一層の企業価値向上に努めていく所存です。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併及び商号変更の日程

本合併契約承認決議取締役会（両社）	平成 24 年 4 月 23 日（月）
本合併契約締結（両社）	平成 24 年 4 月 23 日（月）
定款変更のための株主総会（当社）	平成 24 年 5 月下旬（予定）
本合併の効力発生日	平成 24 年 6 月 1 日（金）（予定）
商号変更	平成 24 年 6 月 1 日（金）（予定）

(注) 本合併は、会社法第 796 条第 3 項に定める簡易合併（当社）及び同法第 784 条第 1 項に定める略式合併（カタリスト・モバイル）であるため、当社及びカタリスト・モバイルはいずれも株主総会による承認を受けることなく本合併を行う予定です。

(2) 本合併の方式

当社を存続会社、カタリスト・モバイルを消滅会社とする吸収合併方式で、カタリスト・モバイルは効力発生日をもって解散いたします。

(3) 本合併に係る割当ての内容

カタリスト・モバイルは当社の 100%子会社であるため、本合併に際して対価の交付及び資本金の増加はありません。

(4) 本合併に伴う消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、本合併に際して、効力発生の前日終了時点におけるカタリスト・モバイルのストックオプションとしての第 5 回新株予約権（平成 22 年 11 月 30 日発行、以下「第 5 回新株予約権」）及び第 7 回新株予約権（平成 24 年 2 月 29 日発行、以下「第 7 回新株予約権」）の新株予約権者（以下、それぞれ「第 5 回新株予約権者」及び「第 7 回新株予約権者」）に対して、第 5 回新株予約権に代わる新株予約権として、その所有する第 5 回新株予約権 1 個につき、別紙 1 記載の内容の当社第 14 回新株予約権 1 個の割合をもって、第 7 回新株予約権に代わる新株予約権として、その所有する第 7 回新株予約権 1 個につき、別紙 2 記載の内容の当社第 15 回新株予約権 1 個の割合をもって、当社新株予約権を割当て交付（以下「本新株予約権割当」）いたします。

なお、カタリスト・モバイルにおいて、これ以外の新株予約権及び新株予約権付社債は、現時点において存在せず、また、効力発生日の前日終了時点までに発行する予定もありません。

本新株予約権の割当ての内容の算定に関する事項は、以下の通りです。

①算定の基礎

当社は、本新株予約権割当における相当性を担保するため、当社及びカタリスト・モバイルから独立した第三者算定機関として有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」）にカタリスト・モバイルの株式価値の算定を依頼いたしました。トーマツは、カタリス

ト・モバイルの株式価値について、株価倍率法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）分析による算定を行い、当社は、カタリスト・モバイルの株式価値算定書を取得いたしました。

トーマツによるカタリスト・モバイルの普通株式1株当たりの株式価値は、下表の通りとなります。

評価手法	カタリスト・モバイル 株式価値（1株当たり）
株価倍率法	553,000～591,000円
DCF法	534,000～616,000円

なお、株価倍率法については、平成24年3月30日を算定基準日とした類似会社の直近の1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の終値平均株価及び直近本決算の数値を使用しております。

トーマツは、株式価値の算定に際して、当社及びカタリスト・モバイルから提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、カタリスト・モバイルの資産及びその所有に関する法的情報について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。カタリスト・モバイルの財務予測については、カタリスト・モバイルの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、トーマツがDCF法の前提としたカタリスト・モバイルの将来の利益計画については、大幅な増減益は見込んでおりません。

また、当社の本合併契約締結日の前日の終値、直前1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の終値平均株価は、それぞれ66,600円、70,952円、73,578円、及び72,271円となっております。

当社及びカタリスト・モバイルは、当社の本合併契約締結日の前日の終値、直前1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の終値平均株価並びにカタリスト・モバイルの株価の算定結果を踏まえて、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で協議及び交渉を重ねた結果、当社については、最も高い値である3ヶ月間の終値平均株価73,578円を、カタリスト・モバイルについては591,000円をそれぞれの基準となる株価とすることに合意いたしました。

これらを踏まえ、当社とカタリスト・モバイルの株価の比率は以下の通りとなります。

	当社 (存続会社)	カタリスト・モバイル (消滅会社)
比率	1	8.03 (注)

注 少数点以下第3位を四捨五入しています。

かかる株価の比率及び各新株予約権の内容を踏まえ、カタリスト・モバイルが発行している第5回新株予約権及び第7回新株予約権については、効力発生の前日終了時点に

おけるカタリスト・モバイルの新株予約権原簿に記載又は記録されている各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる別紙1又は2記載の内容の当社第14回新株予約権又は当社第15回新株予約権をそれぞれ交付いたします。

なお、上記比率を決定するにあたり、当社の普通株式及びカタリスト・モバイルの新株予約権について、第三者からの評価書は取得していません。

②算定の経緯

当社及びカタリスト・モバイルは、本合併契約締結に際し、一連の取引の透明性・公平性を期すため、第三者算定機関として、トーマツに、カタリスト・モバイルの普通株式に係る株式価値の算定を依頼し、株価倍率法及びDCF法の各手法を用いてカタリスト・モバイルの株式価値を算定し、上記「①算定の基礎」に記載された算定結果を得ました。また、当社の本合併契約締結日の前日の終値、直前1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の終値平均株価は、上記「①算定の基礎」に記載したとおり、それぞれ66,600円、70,952円、73,578円、及び72,271円となっております。当社及びカタリスト・モバイルは、トーマツより入手した株式価値算定書における算定結果及び当社の株価を参考として、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で協議及び交渉を重ねた結果、最終的に上記比率が相当であるとの判断に至り合意いたしました。

③算定機関との関係

トーマツは、当社及びカタリスト・モバイルの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

3. 本合併の当事会社概要

存続会社

(1) 名称	プライムワークス株式会社	
(2) 本店所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目 23 番地 1	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 池田 昌史	
(4) 事業内容	携帯電話のミドルウェア開発、コンテンツサービスの提供、ウェブサイト構築・運用、モバイルプラットフォームの開発	
(5) 資本金	949,048,719 円	
(6) 設立年月日	平成 16 年 4 月 19 日	
(7) 発行済株式数	77,622 株	
(8) 決算期	2 月末日	
(9) 大株主及び持株比率	池田 昌史	24.19%
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	13.14%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.40%
	シャープ株式会社	4.63%
	KDDI 株式会社	2.70%
	野村信託銀行株式会社	2.64%
	マケナフィールドズ株式会社	2.31%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.23%
	槇尾 茂樹	1.77%
	CF 株式保有組合	1.39%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績	平成 24 年 2 月 29 日現在 (連結)	
純資産		3,118,026 千円
総資産		3,974,753 千円
1 株当たり純資産		39,352.10 円
売上高		6,037,561 千円
営業利益		536,519 千円
経常利益		534,283 千円
当期純利益		207,723 千円
1 株当たり当期純利益		2,698.79 円

消滅会社

(1) 名称	カタリスト・モバイル株式会社
(2) 本店所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目 23 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高橋 豊志
(4) 事業内容	モバイルプラットフォームの開発
(5) 資本金	226,605,000 円
(6) 設立年月日	平成 18 年 2 月 16 日
(7) 発行済株式数	1,929 株
(8) 決算期	2 月末日
(9) 大株主及び持株比率	プライムワークス株式会社 100%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績	平成 24 年 2 月 29 日現在 (単体)
純資産	570,596 千円
総資産	941,143 千円
1 株当たり純資産	316,997.96 円
売上高	1,718,301 千円
営業利益	323,192 千円
経常利益	313,674 千円
当期純利益	157,285 千円
1 株当たり当期純利益	263,018.52 円

4. 本合併後の状況

吸収合併存続会社

(1) 名称	ネオス株式会社 (予定)
(2) 本店所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目 23 番地 1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 高橋 豊志 (予定) 代表取締役社長 池田 昌史 (予定)
(4) 事業内容	携帯電話・インターネットに関するプラットフォーム開発、コンテンツサービスの提供、 ウェブサイトの構築・運用、モバイルソリューションの提供
(5) 資本金	949,048,719 円
(6) 決算期	2 月末日

5. 今後の見通し

本合併は、当社と当社の 100%子会社の合併であり、本合併が当社連結業績に与える影響はございません。

以上

当社第 14 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社の普通株式904株とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 8 株)

なお、当社が当社の普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に上記 1. に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金 41,096 円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の権利行使期間

平成 24 年 12 月 1 日から平成 32 年 11 月 28 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数

を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員又は社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

8. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4. に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 再編対象会社による新株予約権の取得

上記7. に準じて決定する。

9. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、別途開催される取締役会決議により決定する。

以上

当社第15回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社の普通株式2,800株とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は8株)

なお、当社が当社の普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に上記1.に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は金54,795円とする。

なお、当社が当社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式につき行使価額を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の権利行使期間

平成26年3月1日から平成34年2月27日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数

を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員又は社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

7. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

8. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4. に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 再編対象会社による新株予約権の取得

上記7. に準じて決定する。

9. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、別途開催される取締役会決議により決定する。

以上